

楽天ガス supplied by 東京ガス

楽天ガス
ガス需給取次約款
(東京ガスエリア)

2023 年 4 月 1 日実施

楽天エナジー株式会社

目次

I	ガス需給取次約款の適用.....	4
1.	適用.....	4
2.	本約款の変更.....	4
3.	用語の定義.....	5
4.	日数の取り扱い.....	7
II	契約の成立および契約期間.....	7
5.	契約の申し込み.....	8
6.	契約の成立および変更.....	8
7.	契約期間.....	8
8.	承諾の限界.....	9
9.	名義の変更.....	9
10.	ガス需給契約の解約および解除.....	9
11.	契約消滅後の関係.....	11
III	検針および使用量の算定.....	11
12.	検針.....	11
13.	計量の単位.....	12
14.	使用量の算定.....	12
15.	使用量のお知らせ.....	14
IV	ガス料金等.....	14
16.	ガス料金の適用開始.....	14
17.	ガス料金の支払義務発生日および支払期日.....	14
18.	ガス料金の算定.....	14
19.	ガス料金の精算等.....	15
20.	ガス料金等および延滞利息の支払方法.....	16
21.	ガス料金支払遅延の際等の措置.....	16
V	供給.....	16
22.	供給ガスの熱量, 圧力および燃焼性.....	16

23. 供給または使用の制限等	17
24. 供給停止.....	18
25. 供給停止の解除	18
26. 供給制限などの賠償	19
VI 保安.....	19
27. 供給施設の保安責任	19
28. 周知および調査義務	19
29. 保安に対するお客さまの協力	20
30. お客さまの責任	20
31. 供給施設等の検査.....	21
VII その他	21
32. 使用場所への立ち入り	21
33. 反社会的勢力の排除に関する条項	22
34. 信用情報の共有	23
35. 専属的合意管轄裁判所.....	23
付則.....	24
別表.....	25

Ⅰ ガス需給取次約款の適用

1. 適用

- (1) このガス需給取次約款（以下「本約款」といいます。）は、楽天エナジー株式会社（以下「当社」といいます。）が、東京瓦斯株式会社（以下「東京ガス」といいます。）がガス小売事業者として供給するガスのガス取次事業者としてお客さまとガス需給契約（以下「ガス需給契約」といいます。）の締結を行うにあたり、適用されるガスの料金その他の供給条件を定めたものです。
- (2) 本約款は、一般ガス導管事業者（3（24）参照）が定める託送供給約款（3（27）参照）の供給区域の別表第12の1に位置づけられるお客さまに適用いたします。
- (3) 本約款に定めのない細目的事項は、必要に応じてこの本約款の趣旨に則り、その都度お客さまと当社との協議によって定めます。なお、お客さまには必要に応じて、東京ガスを交えて別途協議をしていただくことがあります。

2. 本約款の変更

- (1) 当社は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定めるとおり、本約款を民法 548 条の 4 に定める定型約款の変更規定により、お客さまの承諾を得ることなく変更することがあります。これらの場合には、当社は、当社の指定ウェブサイトに掲載する方法、電子メール送付による方法その他当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）により、あらかじめ効力発生日を定めて、お客さまへその変更内容をお知らせいたします。お知らせ後、効力発生日が到来した場合には、原則としてガス需給契約の期間中であっても本約款に定める料金に係る条件は変更の直後の検針日の翌日から、その他の供給条件は効力発生日から、変更後の約款によります。なお、本約款の変更内容が料金の変更であって、お客さまが新たな料金を承諾しない場合には、効力発生日の 15 日前までに、当社所定の様式により当社ウェブサイトよりガス需給契約の解約を当社に通知することで、ガス需給契約を解約することができます。
 - ① 法令の改正により消費税および地方消費税の税率が改定された場合、改正法令の新たな税率に基づいて本約款に定める料金を改めるものといたします。
 - ② 東京ガスが定める各種約款および一般ガス導管事業者が定める託送供給約款が改定された場合、法令、条例、規則等（以下「法令等」といいます。）の改正により本約款変更の必要が生じた場合（前号の場合を除きます。）、その他当社が必要と判断した場合、本約款に定める料金その他供給条件を必要な範囲で変更するものといたします。
- (2) 本約款の変更に伴い（3）に定める場合を除き、供給条件の説明および契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまには次の事項をあらかじめ承諾していただきます。
 - ① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載すること
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載すること

- (3) 本約款の変更が、法令等の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更や本約款の実質的な変更をともしない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面で交付することなく説明することとし、契約変更後の書面交付をしないことについてあらかじめお客さまには承諾していただきます。なお、書面交付については、当社が適切と判断した方法といたします。

3. 用語の定義

本約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

— 熱量 —

- (1) 「熱量」… 摂氏0度および圧力 101.325 キロパスカルの状態のもとにおける乾燥したガス1立方メートルの総熱量をいいます。お客さまに供給するガスは、ガス事業法およびこれにもとづく命令（以下「ガス事業法令」といいます。）で定められた方法によってその熱量を測定します。
- (2) 「標準熱量」… (1)の方法により測定する熱量の毎月の算術平均値の最低値をいいます。
- (3) 「最低熱量」… お客さまに供給するガスの熱量の最低値をいいます。

— 圧力 —

- (4) 「圧力」… ガス栓の出口におけるガスの静圧力（すべてのガス栓を閉止した状態での圧力をいいます。消費機器使用中はこれより圧力は下がります。）をゲージ圧力（大気圧との差をいいます。）で表示したものをいいます。
- (5) 「最高圧力」… お客さまに供給するガスの圧力の最高値をいいます。
- (6) 「最低圧力」… お客さまに供給するガスの圧力の最低値をいいます。

— ガス工作物 —

- (7) 「ガス工作物」… ガスの製造および供給のための施設であって、ガス事業のために用いるものをいいます（(9)から(18)までの設備はすべて「ガス工作物」にあたります。）。

— 供給施設 —

- (8) 「供給施設」… ガス工作物のうち、導管、整圧器、昇圧供給装置、ガスメーターおよびガス栓ならびにそれらの付属施設をいいます。

— 導管 —

- (9) 「本支管」… 原則として公道（道路法その他の関係法令に定めのある国または地方公共団体の管理する道路をいいます。）に並行して公道に埋設する導管をいい、付属するバルブおよび水取り器（導管内にたまった水を除去する装置をいいます。）等を含みます。

なお、次の各号のすべてを満たす私道に埋設する導管については、将来一般ガス導管事業者が当該設備の変更や修繕を行うことに関して承諾する権限を有するその私道の所有者等の承諾をあらかじめ得られない場合を除き本支管として取り扱います。

- ① 不特定多数の人および原則として道路構造令第4条第2項に定める普通自動車の通行が可能で

あること

- ② 建築基準法第 42 条に定める基準相当を満たすものであること
- ③ 工事によって地盤沈下等が発生するおそれや第三者の所有地に影響を及ぼすおそれがないこと
- ④ 本支管新設時の道路形態が長期にわたり確保されるものであること
- ⑤ その他、一般ガス導管事業者が本支管、供給管を管理する上で著しい障害がないと判断できること

- (10)「供給管」… 本支管から分岐して、道路とお客さまが所有または占有する土地との境界線に至るまでの導管をいいます。
- (11)「内管」… (10)の境界線からガス栓までの導管およびその付属施設をいいます。
- (12)「ガス遮断装置」… 危急の場合にガスを速やかに遮断することができる装置をいいます。

— 導管以外の供給施設 —

- (13)「整圧器」… ガスの圧力を一定の圧力範囲に調整する装置をいいます。
- (14)「昇圧供給装置」… ガスを昇圧して供給する装置で、蓄ガス器（ガスを高圧で蓄える容器をいいます。）を備えないものをいいます。
- (15)「ガスメーター」… 料金算定の基礎となるガス使用量を計量するために用いられる計量器をいいます。
- (16)「マイコンメーター」… マイクロコンピュータを内蔵したガスメーターで、ガスの使用状態を常時監視し、漏えい、使用量の急増や長時間使用時等、あらかじめ一般ガス導管事業者が設定した条件に一致したときは、ガスを遮断するなどの保安機能を有するものをいいます。
- (17)「ガス栓」… ガス工作物の末端に設置され、消費機器への供給の開始または停止に用いる栓をいいます。
- (18)「メーターガス栓」… ガスメーター入口に設置され、ガスの供給開始、供給停止時等に操作するガス栓をいいます。

— 消費機器 —

- (19)「消費機器」… ガスを消費する場合に用いられる機械または器具をいい、消費機器本体のほか給排気設備などの付属装置を含みます。

— その他の定義 —

- (20)「ガス工事」… 供給施設の設置または変更の工事をいいます。
- (21)「検針」… ガスの使用量（以下「使用量」といいます。）を算定するために、ガスメーターの指示値を目視または通信設備等により読み取ることをいいます。なお、あらかじめ定めた日に毎月1度検針することを「定例検針」といい、定例検針を行った日を「定例検針日」といいます。
- (22)「消費税等相当額」… 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (23)「消費税率」… 消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をい

います。

- (24) 「一般ガス導管事業者」… ガス事業法第2条第6項に規定される事業者をいいます。本約款では東京ガスネットワーク株式会社をいいます。
- (25) 「ガス小売事業者」… ガス事業法第2条第3項に規定される事業者をいいます。
- (26) 「ガス取次事業者」… ガス小売事業者が行う小売供給に関する契約の締結取次ぎを行う事業者をいいます。
- (27) 「託送供給約款」… 一般ガス導管事業者がガス事業法第48条に従い定める託送供給約款をいいます（変更があった場合には、変更後のものをいいます。）。本約款では(24)の一般ガス導管事業者の小売託送供給約款をいいます。
- (28) 「需要場所」… お客さまがガスを使用する場所のうち、ガスの使用実態からみて一体として区分・把握し得る範囲をいいます。具体的には、1構内をなすものは1構内を、また、1建物をなすものは1建物を1需要場所といたしますが、以下の場合には、原則として次によって取り扱います。
- ① マンション等1建物内に2以上の住戸がある住宅
各1戸が独立した住居と認められる場合には、各1戸を1需要場所といたします。
なお、「独立した住居と認められる場合」とは次のすべての条件に該当する場合をいいます。
イ 各戸が独立的に区画されていること
ロ 各戸の配管設備が相互に分離して設置されていること
ハ 各戸が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること
 - ② 店舗、官公庁、工場その他
1構内または1建物に2以上の会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を1需要場所といたします。
 - ③ 施設付住宅
1建物にマンション等の住宅部分と店舗等の非住宅部分がある場合（施設付住宅といいます。）には、住宅部分については①により、非住宅部分については②により取り扱います。
- (29) 「ガス小売供給に係る無契約状態」… お客さまが5(1)の申し込みを当社に行う直前にガス小売供給を受けていた契約がガス小売事業者の倒産やクーリング・オフ等の事由により解約されているにもかかわらず、お客さまが引き続きガスの供給を受けている状態をいいます。
- (30) 「スイッチング」… 同一の需要場所かつ同一のお客さまについて、検針日とその検針日の翌日を境にガス小売事業者（ガス取次事業者を含みます。）が変更されることをいいます。

4. 日数の取り扱い

本約款において、料金算定期間等の期間の日数は、初日を含めて算定いたします。

II 契約の成立および契約期間

5. 契約の申し込み

- (1) お客様が本約款にもとづくガスの使用を希望される場合は、あらかじめ本約款の内容および一般ガス導管事業者の定める託送供給約款におけるお客様に関する事項（29、30に規定する事項）を承諾のうえ、当社所定の様式により当社ウェブサイトより申し込みをしていただきます。お客様は、東京ガスによるガスの供給のため、当社と東京ガスおよび一般ガス導管事業者との間で東京ガスによるガスの供給に必要なお客様情報を共同利用することを承諾していただきます。
- (2) (1)のガス使用に伴い、ガス工事を必要とする場合には、お客様は一般ガス導管事業者定めるガス工事約款（以下「ガス工事約款」といいます。）にもとづき一般ガス導管事業者にガス工事の申し込みをしていただきます（ただし、一般ガス導管事業者が承諾した工事人にガス工事を申し込む方を除きます）。
- (3) (1)のガス使用の申し込みの際は、お客様の氏名、住所、連絡先等当社が必要と認める事項を明らかにし、当社所定の様式により当社ウェブサイトより申し込んでいただくほか、必要に応じてこれらの事項を証明するものを提示していただくことがあります。

6. 契約の成立および変更

- (1) ガス需給契約は、当社が5(1)の申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。なお、契約を変更する場合も同様といたします。
- (2) 当社は、原則として1需要場所につき、1ガス需給契約を締結します。
- (3) お客様は、ガス需給契約に係るガス事業法第14条第1項に定めるお客様への供給条件の説明、同法第14条第2項に定める契約締結前交付書面に記載すべき事項および同法第15条第1項に定める契約締結後交付書面に記載すべき事項について、当社が適切と判断した方法により提供することを承諾していただきます。

7. 契約期間

- (1) ガス需給契約の契約期間は、原則として契約成立日以降、かつ各種契約手続きが完了後最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日（以下「需給開始日」といいます。）から、需給開始日以降1年目の応当日までといたします。
- (2) 契約期間満了日以前にお客様または当社から別段の意思表示がない場合、当該ガス需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものといたします。
- (3) (2)にもとづきガス需給契約を更新される場合において、当社は供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を以下のとおり行うこととし、お客様にはあらかじめ承諾していただきます。
 - ① 供給条件の説明は、更新後の契約期間のみを当社が適切と判断した方法により説明いたします。また、契約締結前の書面交付は行いません。
 - ② 契約締結後の書面交付は、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、ガス需給契約の契約名義、契約更新年月日、当該更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を記載いたします。

8. 承諾の限界

- (1) 当社は、次に掲げる当社または東京ガスの責めによらない事由によりガスの供給が不可能または著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。
- ① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路または河川等が法令等によってガス工作物に関する当該工事を制限または禁止されている場合
 - ② 災害、感染症の流行、ガス工作物の状況等によりガスの製造能力または供給能力が減退した場合
 - ③ 海上輸送の途絶等不可抗力により原料が不足した場合
 - ④ 申し込まれたガスの使用場所が、特異地形等であってガスの供給が技術的に困難でありまたは保安の維持が困難と認められる場合
 - ⑤ その他、物理的、人為的または能力的原因により、当社または東京ガスの正常な企業努力ではガス供給が不可能または著しく困難な場合
 - ⑥ その他やむを得ない場合
- (2) 当社は、23(1)の供給または使用の制限事由に該当する場合、24の供給停止事由に該当する場合、または申込者（申込者の同居者と当社が認める方およびその他当社との関係において契約により申込者とともに利益を受けていると当社が認める方または申込者と主要構成員の全部もしくは一部を同じくする団体等を含みます。）が当社との他の契約（すでに終了しているものを含みます。）の料金（20(1)で定めるガス料金等および楽天でんき料金をいいます。）について、それぞれの契約で定める支払期日を経過してもなお支払われていない場合等、申し込みを承諾できないことがあります。
- (3) 当社は、内管が一般ガス導管事業者で工事を実施したものでない場合は、原則として申し込みを承諾できません。ただし、東京ガスが特別に認める場合はこの限りではありません。なお、一般ガス導管事業者が実施する工事は、一般ガス導管事業者が定めるガス工事約款によります。
- (4) 当社は、お客さまのお申し込み内容の不備や当社の設定する与信基準その他当社所定の基準により、申し込みを承諾できないことがあります。
- (5) 当社は、(1)から(4)によりガス需給契約の申し込みを承諾できない場合、申込者にお知らせいたします。

9. 名義の変更

- (1) ガスを新たに使用しようとする方が、前に使用されていたお客さまの当社とのガス需給契約に関するすべての権利および義務（前に使用されていたお客さまの料金支払義務を含みます。）を受け継ぎ、引き続きガスの使用を希望される場合であって当社が認める場合は、当社所定の様式により当社ウェブサイトより名義を変更していただきます。
- (2) お客さまが契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくは当該のガス需給契約と関係のある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さまはガス需給契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を当社に保証するものいたします。

10. ガス需給契約の解約および解除

- (1) 引越し（転出）等の理由によるガス需給契約の解約は以下のとおりいたします。

- ① お客様が、引越し等の理由によりガス使用を廃止する場合には、廃止日の 15 日前までに廃止日を当社所定の様式により当社ウェブサイトより通知していただきます。この場合、当社は、その廃止日をもってガス需給契約の解約日といたします。ただし、特別の理由なくして、当社がガス使用廃止日の後にその通知を受けた場合には、その通知を受けた日をもって解約日といたします。
 - ② お客様が当社にガス使用廃止の通知をしない場合であっても、すでに転居されている等明らかにガスの使用を廃止したと認められるときは、ガス需給契約を解約するため当社および東京ガスがガスの供給を終了させるための措置をとることがあります。この場合は、この措置をとった日にガス需給契約の解約があったものといたします。なお、ガスの使用を廃止したと認められる時点で、すでに 24 の規定によりガスの供給を停止している場合には、その停止した日に解約があったものといたします。
 - ③ ①にかかわらず当社または東京ガスの責めとならない事由により、ガス需給契約を解約するため当社および東京ガスがガスの供給を終了するための措置ができない場合は、この措置をとった日に解約があったものといたします。
- (2) お客様がスイッチングによりガス需給契約を解約する場合には、お客様は新たなガス小売事業者（ガス取次事業者を含みます。以下「ガス小売事業者等」といいます。）に対し契約の申し込みをしていただきます。この場合、当社とのガス需給契約は、新たなガス小売事業者等からお客様へのガスの供給を開始するために検針が実施される日を解約日とします。
 - (3) 当社に契約違反があった場合、またはお客様のガス使用状況に変更がある場合には、お客様のお申し出にもとづき、ガス需給契約を解約できるものといたします。
 - (4) 当社は、お客様が次のいずれかの事由に該当する場合には、当社の申し出にもとづきガス需給契約を解除できるものといたします。なお、当該事由のいずれかに該当したときは、お客様は当社からの何ら通知催告等なく当社または東京ガスに対して負担する一切の債務の期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済するものとします。この場合、当社は原則として解除する 15 日前（17(4)に規定する休日を含みます。）および 5 日前までに解除日を明示して解除予告通知を行うこととし、お客様に対して、解除後無契約状態となった場合にはガスの供給が止まること、お客様が希望される場合には、ガスを供給することが義務付けられているガス小売事業者等からガスの供給を受けることができることを説明いたします。
 - ① お客様が、24 の供給停止（1）の各号に掲げる事由のいずれかに該当することによってガスの供給を停止された場合またはガスの供給が停止されなくても 24 の供給停止（1）の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合
 - ② 当社がお客様の責めとなる理由により 23（1）の規定によりガスの供給の制限もしくは中止をし、またはお客様に使用の制限もしくは中止をしていただいた場合で、お客様が当社の指定した期日までにその理由となった事実を解消されない場合
 - ③ お客様が、20(1)で規定するガス料金等および当社との他の契約（すでに終了しているものを含みます。）の料金（ガス料金等および楽天でんき料金をいいます。）を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ④ お客様が、仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売または破産、特別精算、民事再生、会

社更生等のその他法的整理手続きの申立を受けたとき、もしくは自ら申立をなした場合

⑤ ④の他信用状態が悪化し、または恐れがあると認められる場合

⑥ お客さまが、ガス需給契約締結にあたり、告知すべき事項について、知っている事実を告げなかったときまたは不実のことを告げた場合

⑦ お客さまが、過去または現在において、当社または当社グループ会社の提供するサービスを利用するにあたり当該サービスに係る規約、ガイドライン等に反する行為その他不正な行為を行っていた場合

⑧ お客さまが、楽天会員から脱会された場合

⑨ お客さまが、その他本約款に反した場合

(5) 当社は、8(1)の各号の事由により、ガスの供給の継続が困難な場合には、事前にお客さまに通知することによって、ガス需給契約を解約することがあります。

11. 契約消滅後の関係

(1) ガス需給契約期間中に当社とお客さまとの間に生じたガス料金その他の債権および債務は、10の規定によってガス需給契約が解約または解除されても消滅いたしません。

(2) 一般ガス導管事業者は、10の規定によってガス需給契約が解約または解除された後も、ガスメーター等一般ガス導管事業者所有の既設供給施設を、設置場所の所有者または占有者の承諾を得て、その場に引き続き置かせていただくことがあります。

III 検針および使用量の算定

12. 検針

— 検針の手順 —

(1) 定例検針は、一般ガス導管事業者の定める託送供給約款にもとづき、一般ガス導管事業者が行います。

(2) 東京ガスまたは一般ガス導管事業者は、3(21)の定例検針日以外に次の日に検針を行います。

① 10(1)から(5)の規定により解約または解除を行った日

② 24の規定によりガスの供給を停止した日

③ 25の規定によりガスの供給を再開した日

④ ガスメーターを取り替えた日

⑤ その他東京ガスまたは一般ガス導管事業者が必要と認めた日

— 検針の省略 —

(3) 東京ガスまたは一般ガス導管事業者は、(2)③の規定によりガスの供給を再開した場合で、使用開始または供給再開の日とその直後の定例検針を行う日の間の日数が4日(17(4)に規定する休日を除きます。)以下の場合には、使用開始または供給再開の直後の定例検針を行わないことがあります。

す。

- (4) 東京ガスまたは一般ガス導管事業者は、ガス需給契約が 10(1)により解約される場合で、解約日直前の定例検針を行う日または定例検針日と解約日の間の日数が3日(17(4)に規定する休日を除きます。)以下の場合、解約日直前の定例検針を行わないか、またはすでに行った解約日直前の定例検針を行わなかったものとする場合があります。
- (5) 東京ガスまたは一般ガス導管事業者は、(2)②の供給停止に伴う検針日と(2)③の供給再開に伴う検針日の間の日数が4日(17(4)に規定する休日を含みます。)以下の場合、行った検針のいずれも行わなかったものとする場合があります。
- (6) 東京ガスまたは一般ガス導管事業者は、お客さまの不在、災害、感染症の流行、またはその他やむを得ない事情により、検針すべき日に検針できない場合があります。

13. 計量の単位

- (1) 使用量の単位は、立方メートルといたします。
- (2) 検針の際の小数点第1位以下の端数は読みません。
- (3) 14(10)または(13)の規定により使用量を算定する場合には、その使用量の小数点第1位以下の端数は切り捨てます。

14. 使用量の算定

- (1) 当社は、東京ガスが次の各項の規定により算定したガス量を、その料金算定期間のガス使用量といたします。
- (2) 東京ガスまたは一般ガス導管事業者は、原則として、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読み(以下「検針値」といいます。)により、その料金算定期間の使用量を算定いたします。なお、ガスメーターを取り替えた場合には、取り外したガスメーターおよび取り付けたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間中の使用量を合算して、その料金算定期間の使用量といたします。
- (3) (2)の「検針日」とは、次の日をいいます((4)、(8)および17(1)において同じ。)
 - ① 12(1)および(2)(ただし、④を除きます)の日であって、検針を行った日
 - ② (5)から(8)までの規定により使用量を算定した日
 - ③ (9)の規定により使用量を算定した場合は、検針をすべきであった日
- (4) (2)の「料金算定期間」とは、次の期間をいいます。
 - ① 検針日の翌日から次の検針日までの期間(②および③の場合を除きます。)
 - ② 25の規定によりガスの供給を再開した場合、その開始または再開の日から次の検針日までの期間
 - ③ 24の規定によりガスの供給を停止した日に25の規定によりガスの供給を再開した場合、供給再開日の翌日から次の検針日までの期間

— お客さまが不在の場合の使用量算定等 —

- (5) 一般ガス導管事業者は、お客さまが不在等のため検針できなかった場合には、その料金算定期間

(以下「推定料金算定期間」といいます。)の使用量は、原則としてその直前の料金算定期間の使用量と同量といたします。

この場合、推定料金算定期間の次の料金算定期間(以下「翌料金算定期間」といいます。)の使用量は、次の算式により算定いたします。

$$V2 = M2 - M1 - V1$$

(備考)

V1 = 推定料金算定期間の使用量

V2 = 翌料金算定期間の使用量

M1 = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値

M2 = 翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値

(6) (5)で算定した結果がマイナスになる場合は、翌料金算定期間の使用量を次の①の算式で算定した使用量に、推定料金算定期間の使用量を次の②の算式で算定した使用量に、各々見直しいたします。

① $V2 = (M2 - M1) \times 1 / 2$ (小数点第1位以下の端数は切り上げます。)

② $V1 = (M2 - M1) - V2$

(備考)

V1 = 推定料金算定期間の使用量

V2 = 翌料金算定期間の使用量

M1 = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値

M2 = 翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値

(7) お客さまが不在等のため検針できなかった場合において、そのお客さまの不在等の期間が明らかなきときには、その推定料金算定期間の使用量は次のとおりといたします。

① お客さまが推定料金算定期間を通じて全く不在等であったことが明らかなきときには、その月の使用量は0立方メートルといたします。

② お客さまの過去の使用実績からみて、使用期間に応じて使用量を算定することが可能と認められる場合には、その月の使用量は、その使用期間に応じて算定した使用量といたします。

(8) 7(1)に規定する最初の定例検針日の直後の定例検針日に、お客さまが不在等のため一般ガス導管事業者が検針できなかった場合には、その推定料金算定期間の使用量は、0立方メートルといたします。

— 災害・ガスメーター故障等の場合の使用量算定等 —

(9) 一般ガス導管事業者は、災害等やむを得ない事情のため検針すべき日に検針できなかった場合の料金算定期間の使用量は、(5)から(8)に準じて算定いたします。なお、後日ガスメーターの破損または滅失等が判明した場合には、(11)または(12)に準じて使用量を算定し直します。

(10) ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差を超えていることが判明した場合には、一般ガス導管事業者の託送供給約款に定めるところにより、ガスメーターを取り替えた日の前3か月分を超えない範囲内で、別表第1の算式により使用量を算定し、お客さまと東京ガスとの協議によって定めます。ただし、その誤差の発生時期が明らかに確認できる場合は、その時期から算定いたします。

- (11) ガスメーターの故障、災害等によるガスメーターの破損または滅失その他の事由により使用量が不明の場合には、前3か月分もしくは前年同期の同一期間の使用量または取り替えたガスメーターによる使用量その他の事情を基準として、お客さまと協議のうえ使用量を算定いたします。
- (12) 一般ガス導管事業者は、災害等によりガスメーターが破損または滅失して使用量が不明であるお客さまが多数発生し、使用量算定についてお客さまとの個別の協議が著しく困難である場合は、その料金算定期間の使用量は(11)の基準により算定することがあります。なお、お客さまより申し出がある場合は、協議のうえあらためて使用量を算定し直します。
- (13) 22(3)の規定による圧力のガスを供給する場合には、別表第2の算式により使用量を算定いたします。ただし、昇圧供給装置により供給する場合には、原則としてこの限りではありません。

15. 使用量のお知らせ

当社は、14の規定により東京ガスが使用量を算定し、その通知を受けたときには、当社ウェブサイトを通してその使用量をお客さまにお知らせいたします。

IV ガス料金等

16. ガス料金の適用開始

ガス料金は、需給開始日または25の規定により供給を再開した日から適用いたします。

17. ガス料金の支払義務発生日および支払期日

- (1) お客さまのガス料金の支払義務は、当社が東京ガスから14(4)で定めた料金算定期間のガス使用量の結果を受領した後、その翌月にガス料金を当社ウェブサイトを通して請求した日（以下「支払義務発生日」といいます。）に発生いたします。
- (2) 当社は、ガス料金の明細書は当社ウェブサイトを通して、お客さまに通知いたします。当社は当該ウェブサイトを通じた明細書情報をもって、お客さまに請求を行ったものいたします。
- (3) ガス料金は、毎月(4)に定める支払期日までにお支払いいただきます。
- (4) 支払期日は支払義務発生日の属する月の翌月1日といたします。
- (5) 当社は、ガス料金とお客さまと東京ガスとの有料付帯サービス契約料金（TES メンテナンスサービス契約、ガス警報器リース契約、床暖房賃貸制度、くらし見守りサービス（マイツーカー）、ガス機器スペシャルサポート、その他のガス料金と合算して請求を行うサービス等の料金をいいます。以下「付帯サービス料金」といいます。）を合算して請求いたします。なお、付帯サービス料金の支払義務発生日、明細書の通知方法および支払期日は、ガス料金と同様といたします。
- (6) 20(2)事務手数料の規定が適用される場合の支払期日は、翌月のガス料金の支払期日といたします。

18. ガス料金の算定

— ガス料金の算定方法 —

- (1) 当社は、別表第3の地区別料金表を適用して、15の規定によりお知らせした使用量にもとづき、その料金算定期間のガス料金（基本料金および従量料金の合計額をいい、21(1)の延滞利息、別表第4および別表第5のガス料金の日割計算においても同様とします。）を算定いたします。

— ガス料金算定期間および日割計算 —

- (2) 当社は、(3)の規定によりガス料金の日割計算を行う場合を除き、1料金算定期間を「1か月」としてガス料金を算定いたします。
- (3) 当社は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、その料金算定期間のガス料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上になった場合を除きます。
- ① 定例検針日もしくは12(2)⑤の検針日の翌日から、次の定例検針日もしくは12(2)⑤の検針日までの期間が24日以下または36日以上となった場合
 - ② 10(1)から(5)の規定により解約または解除を行い、かつ、解約日が定例検針日でない場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合
 - ③ 24の規定によりガスの供給を停止した場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合（12(5)により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。）
 - ④ 25の規定によりガスの供給を再開した場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合（12(5)により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。）
 - ⑤ 23(1)の規定によりガスの供給を中止したまたはお客さまに使用を中止していただいた日の翌日までにガスの供給を再開しなかった場合。ただし、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合には、料金はいただきません。
- (4) 当社は、(3)①から④までの規定によりガス料金の日割計算をする場合は、別表第4によります。
- (5) 当社は、(3)⑤の規定によりガス料金の日割計算をする場合は、別表第5によります。

— 端数処理 —

- (6) 当社は、ガス料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

— 適用料金の事前のお知らせ —

- (7) 当社は、毎月のガス料金について適用する基本料金および単位料金（基準単位料金または調整単位料金）を当社ウェブサイトを通してあらかじめお客さまにお知らせいたします。

19. ガス料金の精算等

- (1) 当社は、14(6)の規定において推定料金算定期間の使用量を見直した場合は、推定料金算定期間のガス料金としてすでにいただいた金額と、推定料金算定期間の見直し後料金に翌料金算定期間のガス料金を加えた合計額との差額を精算いたします。

- (2) 当社は、すでにガス料金としていただいた金額と 14(10), (11), (12)の規定により算定した使用量にもとづいたガス料金との差額が生じた場合には、これを精算いたします。
- (3) 当社は、14 の規定により算定した使用量にもとづいたガス料金については、災害等やむを得ない理由がある場合には、請求を行わないことがあります。

20. ガス料金等および延滞利息の支払方法

- (1) お客さまは、ガス料金(21(1)の規定による延滞利息を含みます。)および17(5)の付帯サービス料金(以下「ガス料金等」といいます。)を合算して毎月お支払いいただきます。
- (2) ガス料金等は、クレジットカード支払い(当社の指定するクレジットカード会社(代行業者を含み、以下同様とします。)との契約に基づき、そのクレジットカード会社に毎月継続してガス料金等を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込む方法をいいます。)によりお支払いいただきます。なお、お客さまのガス料金等がクレジットカードの引き落とし日に引き落としができなかった場合は、別途コンビニエンスストア用振込用紙にてお支払いをいただくものとなります。この際、当社は当社所定の事務手数料を申し受けることがあります。
- (3) お客さまがガス料金等を(2)により支払われた場合は、ガス料金等がクレジットカード会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものとなります。
- (4) ガス料金等は、当社がお客さまに請求した順序でお支払いいただきます。
- (5) 当社は、(1)および(4)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、ガス料金等を払い込む方法よりお支払いいただくことがあります。この場合、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものとなります。

21. ガス料金支払遅延の際等の措置

- (1) お客さまがガス料金を支払期日までに支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から起算して支払いの履行日に至るまで、請求料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10パーセントの延滞利息を申し受けます。この延滞利息は、お客さまが延滞利息の算定の対象となるガス料金を支払われた直後に支払い義務が発生するガス料金とあわせてお支払いいただきます。
- (2) 当社は、お客さまにお支払いいただいた額に過不足があることが判明した場合、その支払い過剰額または過少額を遅滞なくお客さまにお知らせし、原則として当社はお知らせした翌月の請求においてこれを精算させていただきます。

V 供給

22. 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

- (1) 東京ガスは、次に規定する熱量、圧力および燃焼性(以下「熱量等」といいます。)のガスを供給いたします。なお、燃焼性は、ガスの消費機器に対する適合性を示すもので、別表第6の燃焼速度とウォッペ指数との組み合わせによって決められるものです。

(2) 供給ガスは、燃焼性によって類別されていますが、東京ガスの類別は 13A であり、消費機器は 13 A とされている消費器具が適合いたします。

熱量 標準熱量	45	メガジュール
最低熱量	44	メガジュール
圧力 最高圧力	2.5	キロパスカル
最低圧力	1.0	キロパスカル
燃焼 最高燃焼速度	47	
最低燃焼速度	35	
最高ウォッベ指数	57.8	
最低ウォッベ指数	52.7	

(3) 当社または東京ガスは、(2)に規定する最高圧力を超えるガスの使用の申し込みがある場合には、そのお客さまと協議のうえ、圧力を定めてそのガスを供給することがあります。

(4) 東京ガスは、東京ガスの責めに帰すべき事由により、(2)に規定するガスの熱量等および(3)の規定によって定めた圧力を維持できないことによって、お客さまが損害を受けられたときは、その損害の賠償の責任を負います。ただし、東京ガスが賠償する損害の範囲は、東京ガスの故意または重大な過失がある場合を除き、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限るものとします。

23. 供給または使用の制限等

(1) 当社、東京ガスまたは一般ガス導管事業者は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給の制限もしくは中止をし、またはお客さまに使用の制限もしくは中止をしていただくことがあります。

- ① 災害等その他の不可抗力による場合
- ② ガス工作物に故障が生じた場合および故障のおそれがあると東京ガスまたは一般ガス導管事業者が認めた場合
- ③ ガス工作物の点検、修理、取替、その他工事施工（ガスメーター等の点検、修理、取替等を含みます。）のため必要がある場合
- ④ 法令の規定による場合
- ⑤ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合（29(1)の処置をとる場合を含みます。）
- ⑥ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると東京ガスが認めた場合
- ⑦ お客さまが 32 の各号に掲げる当社、東京ガスまたは一般ガス導管事業者の係員の行う作業を正当な理由なく拒否または妨害した場合
- ⑧ お客さまがガス工作物を故意または過失により損傷または失わせた場合
- ⑨ お客さまが一般ガス導管事業者が定める託送供給約款またはその他の関連する規定に違反し、当社、東京ガスまたは一般ガス導管事業者がその旨を警告しても改めない場合
- ⑩ 保安上またはガスの安定供給上必要と東京ガスまたは一般ガス導管事業者が認めた場合（22(4)の処置をとる場合を含みます。）
- ⑪ その他、当社、東京ガスまたは一般ガス導管事業者がガス供給の的確な遂行に支障を与える事象が発生した場合または発生するおそれがあると当社が認めた場合

- (2) 東京ガスまたは一般ガス導管事業者は、22(2)に規定するガスの熱量等を維持できない場合および(1)の規定によりガスの供給の制限もしくは中止をし、またはお客さまに使用の制限もしくは中止をしていただく場合は、状況の許す限りその旨をあらかじめラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じ、またはその他の適切な方法でお知らせいたします。

24. 供給停止

- (1) 当社、東京ガスまたは一般ガス導管事業者は、お客さまが次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、ガスの供給を停止（メーターガス栓の閉栓、通信設備等によるガス供給の遮断）することがあります。この場合、当社、東京ガスまたは一般ガス導管事業者が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。なお、当社が①および②の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、供給停止を予告する日と供給を停止する日との間に15日間程度および5日間程度の日数をおいて、少なくとも2回予告いたします。

① ガス料金等の支払期日を経過してもなおガス料金等のお支払いがない場合

② 当社との他の契約（すでに終了しているものを含みます。）のガス料金等について支払期日を経過しても支払いがなく、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合

③ お客さまが32各号の需要場所への立ち入りの規定に掲げる当社、東京ガスまたは一般ガス導管事業者の係員の行う作業を正当な理由なくして拒みまたは妨害した場合

④ ガスを不正に使用した場合、または使用しようとしたと明らかに認められる場合

⑤ お客さまが3(10)の境界線内の一般ガス導管事業者のガス工作物を故意に損傷しまたは失わせて、東京ガスまたは一般ガス導管事業者に重大な損害を与えた場合

⑥ 29(5)の保安に対するお客さまの協力および30(4)のお客さまの責任の規定に違反した場合

⑦ その他本約款に違反し、その旨を警告しても改めない場合

- (2) 当社、東京ガスまたは一般ガス導管事業者は、お客さまと当社との間のガス需給契約が解約または解除により終了し、当社がお知らせするガス供給を停止する日までに新たな供給者をお客さまが選択しなかった場合、ガスの供給を停止することがあります。なお、これに伴い当社、東京ガスまたは一般ガス導管事業者が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。

25. 供給停止の解除

- (1) 24の規定により供給を停止した場合において、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当することを当社または東京ガスが確認できた場合は、速やかに供給を再開いたします。なお、供給を再開するにあたって保安上その他の必要がある場合には、お客さままたはお客さまの代理人に立ち会っていただきます。

① 24(1)①の規定により供給を停止したときは、支払期日が到来したすべてのガス料金等および延滞利息を支払われた場合

② 24(1)②の規定により供給を停止したときは、当社との他の契約（すでに終了しているものを含みます。）のガス料金等についてそれぞれの契約で定める支払期日が到来したすべての料金を支払われた場合

- ③ 24(1)③, ④, ⑤, ⑥, または⑦の規定により供給を停止したときは, その理由となった事実を解消し, かつ, 当社および東京ガスに対して支払いを要することとなった債務を支払われた場合

26. 供給制限などの賠償

- (1) 当社が 10(4)または(5)の規定によりガス需給契約を解約または解除をし, 当社または東京ガスが 23 もしくは 24 の規定により供給もしくは使用の制限, 中止もしくは停止をしたために, お客さまが損害を受けられても, 当社または東京ガスの責めに帰すべき事由がないときは, 当社または東京ガスは賠償の責任を負いません。
- (2) 当社または東京ガスが, 前項にかかわらずお客さまの受けた損害について賠償の責めを負う場合であっても, 賠償する損害の範囲は当社または東京ガスに故意または重大な過失がある場合を除き, 逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限るものとします。

VI 保安

27. 供給施設の保安責任

- (1) 内管およびガス栓等はお客さまの所有とし, お客さまの負担で設置していただきます。内管およびガス栓等, お客さまの資産となる 3(10)の境界線からガス栓までの供給施設については, お客さまの責任において管理していただきます。
- (2) 一般ガス導管事業者は, ガス事業法令の定めるところにより, (1)の供給施設について検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。
- (3) 一般ガス導管事業者は, ガス事業法令の定めるところにより, 内管およびガス栓ならびに昇圧供給装置について, お客さまの承諾を得て検査いたします。なお, 一般ガス導管事業者は, その検査の結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。
- (4) お客さまが一般ガス導管事業者の責めに帰すべき事由以外の事由により損害を受けたときは, 一般ガス導管事業者は賠償の責任を負いません。

28. 周知および調査義務

- (1) 東京ガスは, お客さまに対し, ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため, ガス事業法令の定めるところにより, インターネット, 報道機関, 印刷物等を通じて必要な事項をお知らせいたします。
- (2) 東京ガスは, ガス事業法令の定めるところにより, 屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま, 湯沸し器等の消費機器について, お客さまの承諾を得て, ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査します。その調査の結果, これらの消費機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には, そのお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し, または使用を中止する等所要の措置およびその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。
- (3) 東京ガスは, (2)のお知らせに係る消費機器について, ガス事業法令の定めるところにより, ふた

たび調査いたします。

- (4) 当社は、東京ガスの委託を受けて、(1)～(3)の周知および調査を実施する場合があります。
- (5) ガス小売供給に係る無契約状態の期間は、(1)から(3)の周知および調査を実施できません。また、当社および東京ガスは、これに起因する一切の事象に対して責任を負いません。
- (6) 当社および東京ガスは、当社とのガス需給契約が成立する以前にお客さまがガスの供給を受けていた他のガス小売事業者が、ガス事業法令に定められた周知および調査義務を適切に果たしていなかったことに起因する一切の事象に対して責任を負いません。

29. 保安に対するお客さまの協力

- (1) お客さまは、ガス漏れを感知したときは、ただちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、一般ガス導管事業者に通知していただきます。この場合、一般ガス導管事業者は、ただちに適切な処置をとります。
- (2) 当社、東京ガスまたは一般ガス導管事業者は、ガスの供給または使用が中断された場合、その中断の解除のためにマイコンメーターの復帰操作等をお客さまにさせていただく場合があります。供給または使用の状態が復旧しないときは、(1)の場合に準じて一般ガス導管事業者に通知していただきます。
- (3) お客さまは、27(3)および 28(2)のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。
- (4) 東京ガスまたは一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設、消費機器について、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用を中止していただくことがあります。
- (5) 東京ガスまたは一般ガス導管事業者は、お客さまが東京ガスおよび一般ガス導管事業者の承諾なしに供給施設を変更し、または供給施設もしくは 22(2)に規定するガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置することをお断りいたします。
- (6) お客さまは、一般ガス導管事業者が設置したガスメーター等については、検針および検査、取り替え等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (7) 一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客さまの 3(10)の境界線内の供給設備の管理等についてお客さまと協議させていただくことがあります。

30. お客さまの責任

- (1) お客さまは、28(1)の規定により当社および東京ガスがお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- (2) お客さまは、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取り扱いに注意を要する特殊な消費機器を設置、もしくは撤去する場合またはこれらの消費機器の使用を開始する場合には、あらかじめ東京ガスの承諾を得ていただきます。
- (3) お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合など、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、一般ガス導管事業者の指定する場所に一般ガス導管事業者が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用（設計見積金額に消費税等相当額

を加えたものいたします。)をお客さまに負担していただきます。

- (4) お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法に従い天然ガス自動車または次の各号に掲げるすべての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。
- ① 高圧ガス保安法その他の関係法令に定めるものであること。
 - ② 当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること。
 - ③ 22(2)に規定する供給ガスに適合するものであること。
 - ④ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定められる検査の有効期限内のものであること。
 - ⑤ 一般ガス導管事業者で認めた安全装置を備えるものであること。
- (5) ガス事業法第 62 条において、お客さまの責務として所有・占有するガス工作物に関して以下の事項が規定されており、それを遵守していただきます。
- ① 一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならないこと
 - ② 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、保安業務に協力しなければならないこと

なお、改修等の命令が発出されたにもかかわらず、保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものである場合には、経済産業大臣が当該所有者・占有者による協力するよう勧告することがあります。

31. 供給施設等の検査

- (1) お客さまは、東京ガスにガスメーターの計量の検査を請求することができます。この場合、検査料（検査のために必要となる費用に消費税等相当額を加えたものいたします。(2)において同じ。）を負担していただきます。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差を超えている場合には、検査料は東京ガスが負担いたします。
- (2) お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、消費機器、お客さまのために設置されるガス遮断装置または整圧器および3(15)に定めるガスメーター以外のガス計量器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を東京ガスまたは一般ガス導管事業者に請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず検査料はお客さまにご負担していただきます。
- (3) 東京ガスまたは一般ガス導管事業者は、(1)および(2)に規定する検査を行った場合には、その結果を速やかにお客さまにお知らせいたします。
- (4) お客さまは、東京ガスまたは一般ガス導管事業者が(1)および(2)に規定する検査を行う場合には、自ら検査に立ち会い、または代理人を立ち合わせることができます。

VII その他

32. 使用場所への立ち入り

当社、東京ガスおよび一般ガス導管事業者は、次の作業のため必要な場合には、お客さまの土地および

建物に、係員を立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。なお、係員はお客さまの求めに応じ、所定の証明書を提示いたします。

- ① 検針のための作業（ガスメーター等の確認作業等を含みます。）
- ② 供給施設の検査および消費機器の調査のための作業
- ③ 供給施設の設計、工事または維持管理に関する作業
- ④ 10(1)、(3)、(4)または(5)の規定によるガス需給契約の解約等に伴い、ガスの供給を終了させるための作業
- ⑤ 23 または 24 および 25 の規定による供給または使用の制限、中止または停止および停止解除のための作業
- ⑥ ガスメーター等の法定検定期間満了等による取替の作業
- ⑦ その他保安上必要な作業

33. 反社会的勢力の排除に関する条項

(1) お客さまおよび当社は、自己ならびに自己の役員および従業員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下これらを総称して「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相手方に対し確約します。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) お客さまおよび当社は、自らまたは第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わせないことを相互に確約します。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

(3) お客さまおよび当社は、相手方が前各項の確約に反し、または反していると合理的に疑われる場合、催告その他何等の手続きを要することなく、ガス需給契約を将来に向けて解約することができます。なお、お客さまおよび当社は、かかる合理的な疑いの内容および根拠に関し、相手方に対して何等説明し、または開示する義務を負わないものとし、契約の解約に起因し、または関連して相手方に

損害が生じた場合であっても、何等責任を負うものではなく、相手方は解約者に対して損害賠償請求をしないことを確約します。

34. 信用情報の共有

当社は、東京ガスおよび一般ガス導管事業者とガスの供給およびガス需給契約に係るお客さまの契約名義、需要場所、契約内容およびガス料金等の支払状況等の情報について共同利用することがあります。

35. 専属的合意管轄裁判所

本約款にもとづくガス需給契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

付則

1 本約款の実施の期日

(1) 本約款は、2023年4月1日から適用開始いたします。ただし、料金に関する条件については、原則として、料金の算定期間の初日が2023年4月1日以降であり、かつ2023年5月1日以降に発生する料金に本約款を適用いたします。

(2) 託送供給約款の別表第12の1供給区域が変更された場合には、本約款の変更後の別表第3については、変更後の託送供給約款の別表第12の1供給区域が適用される日から実施いたします。

2 本約款の実施に伴う【群馬地区】の移行措置

本約款の実施に伴う移行措置として、「(別表第3)2 単位料金の調整」(1)にて算定した【群馬地区】の調整単位料金から、以下の単価を差し引きます。

2023年5月適用 1 立方メートルにつき 42.75 円 (消費税等相当額を含みます)

2023年6月適用 1 立方メートルにつき 34.20 円 (消費税等相当額を含みます)

2023年7月適用 1 立方メートルにつき 25.65 円 (消費税等相当額を含みます)

2023年8月適用 1 立方メートルにつき 17.10 円 (消費税等相当額を含みます)

2023年9月適用 1 立方メートルにつき 8.55 円 (消費税等相当額を含みます)

3 「(別表第3)2 単位料金の調整」(2)②平均原料価格(トン当たり)の【東京地区等】156,200円(以下「調整上限」といいます。)および【群馬地区】149,570円(以下「調整上限」といいます。)について

調整上限は、2022年3月から5月までの平均原料価格の1.6倍としております。また、各月の平均原料価格が継続して調整上限以上となることが見込まれる場合等には、民法第548条の4に定める定型約款変更および本約款の2の規定により、見直すことがあります。

別表

(別表第1)

ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式

1 速動（正しい数量よりも多く計量される場合をいいます。）の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 - A)}{100}$$

2 遅動（正しい数量よりも少なく計量される場合をいいます。）の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 + A)}{100}$$

(備考)

V は、14(10)の規定により算定する使用量

V1 は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる使用量

A は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる速動または遅動の割合（パーセント）

(別表第2)

最高圧力を超える圧力で供給する場合の使用量の算式

$$V = \frac{V_1 \times (101.325 + P)}{101.325 + 0.981}$$

(備考)

V は、14(13)の規定により算定する使用量

P は、最高圧力を超えて供給する圧力 (キロパスカル)

V₁ は、ガスメーターの検針量

(別表第3)

1 ガス料金および消費税等相当額の算定方法

(1) ガス料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

$$\text{ガス料金 (税込, 円未満切捨て)} = \text{基本料金} + \text{従量料金 (従量料金単価} \times \text{ガス使用量)}$$

(2) 従量料金は、基準単位料金または2の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(3) ガス料金の地区別料金表は、以下のとおりといたします。

楽天ガス supplied by 東京ガス プランS 地区別料金表【東京地区等】

項目 料金表	ガス使用量		基本料金 (税込)	基準単位料金 (税込)	調整単位料金 (税込)
			円/月	円/m ³	円/m ³
料金表 A	0 m ³ から	20 m ³ まで	759.00	145.31	基準単位料金をもとに2の規定により算定
料金表 B	20 m ³ をこえて	80 m ³ まで	1,056.00	130.46	
料金表 C	80 m ³ をこえて	200 m ³ まで	1,232.00	128.26	
料金表 D	200 m ³ をこえて	500 m ³ まで	1,892.00	124.96	
料金表 E	500 m ³ をこえて	800 m ³ まで	6,292.00	116.16	
料金表 F	800 m ³ をこえる場合		12,452.00	108.46	

楽天ガス supplied by 東京ガス プランS 地区別料金表【群馬地区】

項目 料金表	ガス使用量		基本料金 (税込)	基準単位料金 (税込)	調整単位料金 (税込)
			円/月	円/m ³	円/m ³
料金表 A	0 m ³ から	24 m ³ まで	759.00	147.23	基準単位料金をもとに2の規定により算定
料金表 B	24 m ³ をこえて	500 m ³ まで	1,296.10	125.68	
料金表 C	500 m ³ をこえる場合		7,612.30	113.06	

(4) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

2 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により1(3)の各基準単位料金に対応する調整単位料金を地区別に算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、(3)のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

【東京地区等】

調整単位料金 (1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

【群馬地区】

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.078 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

【東京地区等】

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

【群馬地区】

調整単位料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.078 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

【東京地区等】

57,250円

【群馬地区】

54,870円

② 平均原料価格（トン当たり）

【東京地区等】

(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）およびトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が156,200円以上となった場合は、156,200円といたします。

(算式)

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9479 \\ &+ \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0546 \end{aligned}$$

【群馬地区】

(3)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）およびトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が149,570円以上となった場合は、149,570円といたします。

(算式)

$$\begin{aligned} \text{平均原料価格} &= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9206 \\ &+ \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0405 \end{aligned}$$

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

(3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

(別表第4)

ガス料金の日割計算(1)

ガス料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第3地区別料金表の料金適用区分を適用するかは、料金算定期間の使用量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金

基本料金×日割計算日数／30

(備考)

- ① 基本料金は、別表第3地区別料金表における基本料金
- ② 日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

(2) 従量料金

別表第3地区別料金表における基準単位料金または調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第3地区別料金表における適用基準と同様といたします。

(別表第5)

ガス料金の日割計算(2)

ガス料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別表第3地区別料金表の料金適用区分を適用するかは、料金算定期間の使用量に30を乗じ、30から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した1か月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金

基本料金×(30-供給中止期間の日数)÷30

(備考)

- ① 基本料金は、別表第3地区別料金表における基本料金
- ② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31日以上の場合は30
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

(2) 従量料金

別表第3地区別料金表における基準単位料金または調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第3地区別料金表における適用基準と同様といたします。

(別表第6)

燃焼速度・ウォッベ指数

(1) 燃焼速度は、ガスの組成によって決まるもので、次の計算式によって得られる数値をいいます。

[算式]

$$MCP = \sum (S_i f_i A_i) / \sum (f_i A_i) \times (1 - K)$$

MCPは、燃焼速度

S_iは、ガス中の各可燃性ガスの燃焼速度であって、次の表に掲げる値

f_iは、ガス中の各可燃性ガスに係る係数であって、次の表に掲げる値

A_iは、ガス中の各可燃性ガスの含有率(体積百分率)

Kは、減衰係数であって、次の式により算出した値

$$K = \frac{\sum A_i}{\sum (\alpha_i A_i)} \left\{ \frac{2.5CO_2 + N_2 - 3.77O_2}{100 - 4.77O_2} + \left[\frac{N_2 - 3.77O_2}{100 - 4.77O_2} \right]^2 \right\}$$

α_iは、ガス中の各可燃性ガスの補正係数であって、次の表に掲げる値

CO₂は、ガス中の二酸化炭素の含有率(体積百分率) N₂は、ガス中の窒素の含有率(体積百分率)

O₂は、ガス中の酸素の含有率(体積百分率)

	水素	一酸化炭素	メタン	エタン	エチレン	プロパン	プロピレン	ブタン	ブテン	その他の炭化水素
S _i	282	100	36	41	66	41	47	38	47	40
f _i	1.00	0.781	8.72	16.6	11.0	24.6	21.8	32.7	28.5	38.3
α _i	1.33	1.00	2.00	4.55	4.00	4.55	4.55	5.56	4.55	4.55

(2) 「ウォッベ指数」とは、ガスの熱量および比重によって決まるもので、次の計算式によって得られる指数をいいます。

[算式]

$$WI = H / \sqrt{a}$$

$$\left[\begin{array}{l} WI = \text{ウォッベ指数} \quad a = \text{ガスの空気に対する比重} \\ H = \text{単位あたりのガスの熱量} \end{array} \right]$$

(3) 燃焼性の類別は、ウォッベ指数、燃焼速度により定まり、その範囲とガスグループの対応は、以下の表のとおりといたします。

燃焼性の 類別	ガスグループ	ウォッベ指数 (W I)		燃焼速度 (M C P)	
		最 小 値	最 大 値	最 小 値	最 大 値
13A	13A	52.7	57.8	35	47